

感染症等に関する新たな専門家組織の機能について



令和5年2月9日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

課題・対応の方向性・対応の具体策（※）

（※） 課題と対応の方向性

課題：内閣官房 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議
「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症
危機に向けた中長期的な課題について」（2022年6月15日）に基づき記載

対応の方向性：新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた
次の感染症危機に備えるための対応の方向性」（2022年6月17日）
に基づき記載

対応の具体策：新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた
次の感染症危機に備えるための対応の具体策」（2022年9月2日）
に基づき記載

課題

- 新型コロナウイルスは次々と変異し、専門家といえども情報収集に制約があり、その分析の詳細も公表されないことがあったことから、より深い科学的議論と説明が必要な場合があった。科学的議論を行うには、帰納的なアプローチや演繹的なアプローチに加え、説明的仮説（アブダクション）という形で限られたデータの中であっても対策を前に進めるアプローチがあることに留意が必要。
- 危機時に情報を迅速に収集・共有・分析し活用しやすい形で公表することができる情報基盤と安心して迅速に情報を提供・共有できる環境を整備し、専門家助言組織が外部の専門家集団と連携することが必要である。専門家の役割は科学的助言にあり、判断は政治と行政が行うことが適切である。
- 専門家助言組織のメンバーの個々の発言が政府方針と齟齬があるかのように国民に受け止められる場面や、専門家と行政のどちらの立場としての説明なのか分かりづらい場面が生じるなど、リスク・コミュニケーションのあり方として問題があった。
こうしたことから、国の方針や都道府県知事による要請について、その実効性の向上と、要請の目的と手段の合理性に関する説明を行政がより丁寧に行うことが必要。
- 科学的知見と根拠に基づく政策判断に資するため、政府における専門家組織を強化すること。その際、諸外国の組織や臨床機能の必要性を考慮しつつ、専門家の育成や政府外のアカデミアも含めたオープンな議論を行えるようにするとともに、国内外の情報・データや専門知の迅速な収集、共有、分析、評価に加え国内の疫学・臨床研究を行う能力の向上を図ること。
- ウイルスの特性が未知あるいは変異する中で、国民の納得感や対策の効果を高める観点からも、政府がリスク・コミュニケーションの視点に立った国民への情報発信を行うこと。

対応の方向性

- 司令塔である内閣総理大臣の指揮命令を徹底するため、内閣官房に新たな庁を設置するとともに、政府における平時・有事の体制、専門家組織を強化する。

<具体的事項>

- 医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を一体的に運用するため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織として、いわゆる日本版CDCを創設する。

対応の具体策

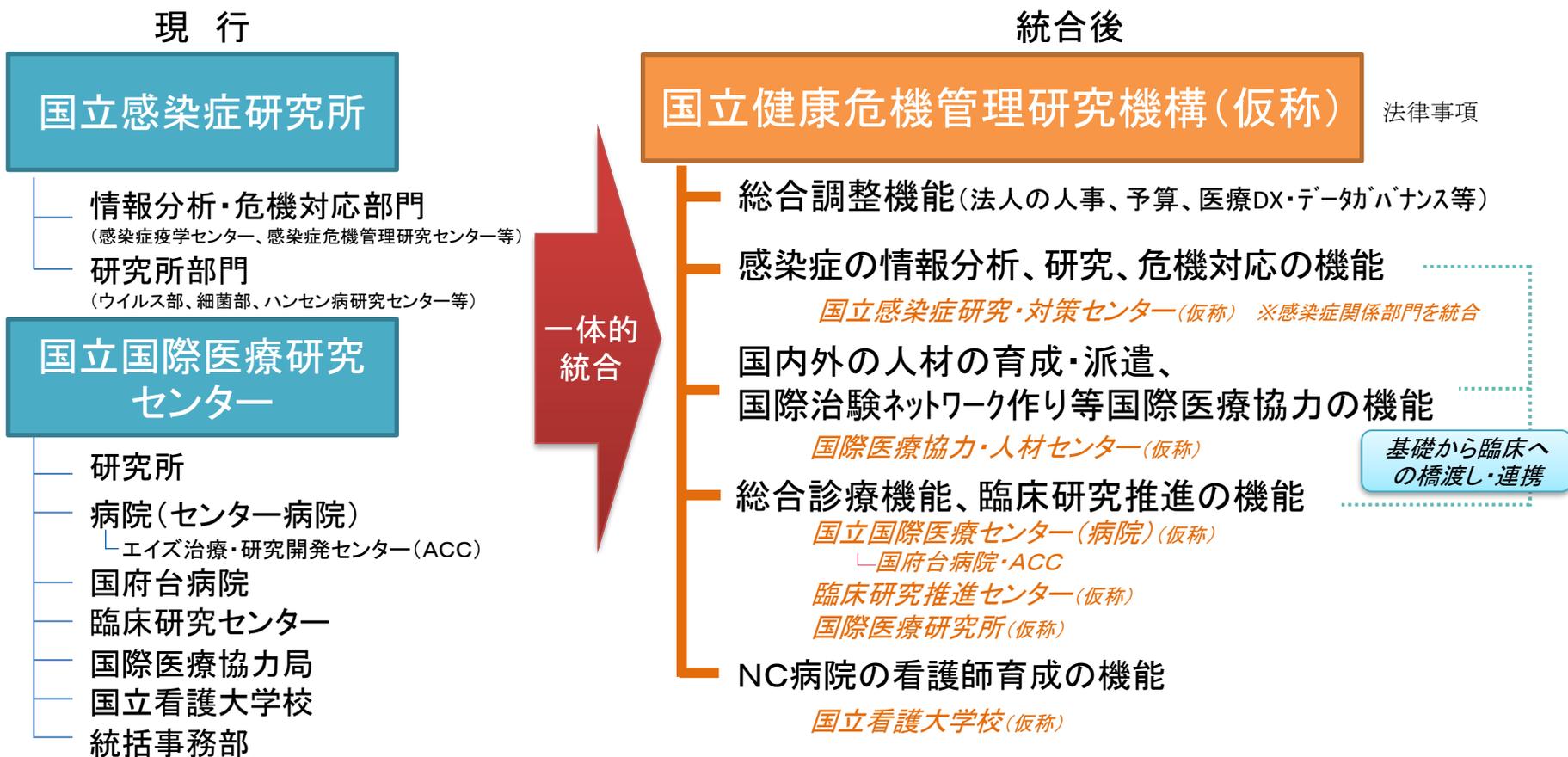
- 国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、以下の機能を有する新たな専門家組織を創設する。
 - ①感染症等に関する科学的知見の基盤・拠点
 - ・ 感染症法改正により強化される全国的な情報基盤、基礎から臨床までの一体的な研究基盤、外部専門家との連携により、質の高い科学的知見を獲得し、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省感染症対策部（仮称）に迅速に提供する。
 - ・ 緊急時の厚生労働大臣の監督・指揮命令に基づく検体採取・収去等の感染症法に係る業務を行うとともに、総合診療機能を活かした高度専門的な入院治療等を提供する。また、平時から自治体や医療現場に感染症専門家チームを派遣し、緊急時の対応体制の構築を支援する。
 - ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）や感染症等対応人材（IHEAT）等に対する研修や、公衆衛生をはじめとする専門家の人材育成を行う。
 - ②国際保健医療協力の拠点
 - ・ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現等に向けて、国際機関との連携や国際的な人材育成等を行う。
 - ・ アジア等における臨床試験ネットワークを形成し、国際的な危機時等における診断治療開発に取り組む。
 - ③高度先進医療等を提供する総合病院をはじめ両機関が現在担っている事業等の着実な実施
- 新組織については、危機管理体制確保のために公権力の行使に係る業務を行わせることや、研究開発の促進等のため人事・財政などの組織運営を柔軟に行えるようにすること等を踏まえた法人形態とする方向で検討する。

「国立健康危機管理研究機構（仮称）」の名称及び組織構造について（案）

- 新たな専門家組織の構造については、9月2日の政府本部決定で求められている機能※を踏まえ、感染症にかかる基礎から臨床への橋渡し・連携が行えるよう、**国立感染症研究所・国立国際医療研究センターの既存機能も維持しつつ、統合によるシナジーが最大限発揮**できるようにする観点から構築する。

※ ①感染症等に関する科学的知見の基盤・拠点、②国際保健医療協力の拠点、③両機関が現在担っている事業等の着実な実施

- このような新機構の機能（危機対応、国際協力、研究、医療提供等）を一体的・包括的に持つ組織であることから、新法人の名称は、「**国立健康危機管理研究機構（仮称）**」とする。



その他関係法令の改正（感染症法・インフル特措法・地域保健法等）（案）

- 感染研が現に行っている事務等を新機構に委任する【**感染症法の改正**】
- 政府対策本部長が新機構代表を政府対策本部に呼び、意見聴取できるようにする【**インフル特措法の改正**】
- 新機構と地方衛生研究所等との連携を強化する【**地域保健法の改正**】

※ 地域保健法改正を実現するため、附則改正ではなく整備法による改正となる

【感染症法の改正】

現在、国立感染症研究所の職員が、国の職員として、感染症法に基づき行っている事務等を新機構に行わせるため、感染症法を改正し、新機構に対する厚生労働大臣の事務の委任規定及び権限の委任規定を設ける。

＜委任される主な事務＞

- 全国のサーベイランス情報の集約（医師や都道府県等からの報告受理）及び分析
- 必要に応じた積極的疫学調査（例：クラスター班による施設への立ち入り調査など）・検体収去など
- 上記に必要な要請・命令等の執行

【インフル特措法の改正】

新機構が、政府対策本部において、科学的知見について意見を述べるができるよう、新機構の位置づけ等について所要の規定の整備を行う。

【地域保健法の改正】

新機構の設置法において、新機構の業務として地方衛生研究所等に対する情報提供や人材育成の支援を規定することに併せて、地方衛生研究所等が新機構と情報提供及び人材育成において連携することに関する規定を整備する（「地方衛生研究所等」を明記。）。

新機構

→ 地方衛生研究所等

感染症の検査技術の普及・試薬の提供・職員の研修 など

地方衛生研究所等 → 新機構

検査情報の報告・独自分析結果の共有などの情報共有

新機構と地方衛生研究所等との連携を強化し、全国的な検査能力やサーベイランス能力の向上を図る